平成２２年（フ）第４３５号
群馬県伊勢崎市太田町575番地７
債務者　林　　琢磨
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿1003番地
債務者　霞　　光子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４４号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1774番地１
野村住宅Ｂ号棟
債務者　塩原　尚子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４９号
群馬県伊勢崎市波志江町1388番地３
債務者　島田　邦利
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５０号
群馬県伊勢崎市波志江町1388番地３
債務者　島田よし江
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５５号
群馬県前橋市富士見町田島191番地13　ホームソレイユ
債務者　飯野　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
群馬県前橋市北代田町493番地１　南ハイツ205号
債務者　樋口　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５７号
群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＦ－587号
債務者　小屋　茂雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４６３号
群馬県前橋市若宮町３丁目16番８－105号
サーパス若宮
債務者　村山　美雪
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３５号
新潟県燕市吉田神田町７番７号
債務者　阿部美知子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０８号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　50棟305号
債務者　林　　吉孝
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６９号
京都府長岡京市金ケ原南谷21番地12
債務者　村上都志郎
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７１号
京都市南区上鳥羽鍋ヶ淵町１番地　バードフェザー美由貴荘301号
債務者　熊谷　昇次
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８９号
京都市西京区大枝塚原町３番地126　村上マンション201号
債務者　宮坂建設こと宮坂こと　崔　　永泰
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６３号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町１番地　マンションパール401
債務者　浅井こと　金　　伸美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７４号
京都府長岡京市下海印寺北条30番地１　ハイムキタジョウＢ－１
債務者　平川　俊行
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７５号
京都府長岡京市下海印寺北条30番地１　ハイムキタジョウＢ－１
債務者　平川みゆき
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係